

令和3年3月15日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 中村 裕一 様

障がい者福祉研究所  
(知的障がい者の明日を考える会)  
代表 足高 慶宣

## 政策要望書

1. 親亡き後の生活場所の確保及び待機障がい者問題の解消に向け、迅速なグループホーム等の施設整備を実現するため、貴法人が主体となって、これまで以上に「福祉貸付制度」と「民間金融機関の協調融資制度」の活用を積極的に進めていただきたい。

### 【要望の理由】

- (1) 日本社会全体の高齢化が進む中、障がい者を抱える家族にとって、親亡き後に残される障がい者の生活場所の確保は喫緊の課題となっています。  
しかし、現状では首都圏近郊だけでも入所施設やグループホームを利用できない待機障害者が数千人（※1）もいる状況であり、迅速な施設整備が求められています。
- (2) 現在、多くの事業者は、グループホーム等の施設整備を行うにあたって、「各自治体の補助金交付」を前提に計画を立てております。  
しかし、補助金の予算不足や順番待ちといった理由から、補助金の交付を受けられない又は交付に至るまで数年間が必要といった状況が生じており、迅速な施設整備を行うことができておりません。  
他方、現状の超低金利時代においては、民間の金融機関は長期貸付であっても固定金利1%前後で推移しており、事業者が優遇されている状況が続いています。
- (3) 以上(1)(2)の状況を踏まえ、迅速なグループホーム等の施設整備を実現するため、同時に民間の活力を活かすためにも、貴法人が主体となって「福祉貸付制度と各金融機関の協調融資」による積極的な貸付政策を推進していただくことを要望致します。

## 2. 「新型コロナウイルス対応支援資金融資」制度について、次年度以降も当面の間は制度を継続していただきたい。

### 【要望の理由】

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大により多くの法人が減収となる中で、貴法人に「新型コロナウイルス対応支援資金融資」制度を設けていただいたことは、極めて心強いことであり深く感謝申し上げます。

(2) 現時点では新型コロナウイルスの感染拡大は鈍化傾向にあるものの、各施設でのクラスター等の発生は避けられないことであり、今後も本融資制度の利用を求める法人は継続して生じるものと考えられます。

しかし、本融資制度に関しては、新型コロナウイルス対策として昨年に緊急的に創設されたものであり、制度の終了時期が明確に設定されておりません。

そのため、現時点では自助の精神から本融資制度の活用を控えている法人からは、制度の終了時期に関する不安の声が生じております。

(3) 上記(2)の実情を踏まえ、「新型コロナウイルス対応支援資金融資」制度について、次年度以降も当面の間は制度を継続していただくことを要望致します。

※1 東京都では緊急性の高い待機者だけで約 1,000 名、千葉県でも行政が把握しているだけで 700 名以上の待機者が存在します。